

平成28年度 第1回足立区防災会議・国民保護協議会 《会議録要旨》

《日時》

平成28年7月14日（木） 10：00～10：40

《場所》

足立区役所本庁舎中央館8階災害対策本部室（特別会議室）

《出席者》

- ・ 防災会議・国民保護協議会委員61名中、49名出席
- ・ 傍聴1名

《会議内容》

- 1 開会（司会：防災計画担当課長）（定刻開始）
- 2 会長挨拶（足立区長）
- 3 議事（進行：足立区長）

内容等

【議事】 「足立区地域防災計画（平成28・29年度修正）」及び「地区防災計画」について	議事資料1『「足立区地域防災計画（平成28・29年度修正）」及び「地区防災計画」について』に基づき、足立区危機管理室長より修正方針を説明。 別紙「平成28年熊本地震の被害状況及び教訓等について」に基づき、防災力強化担当課長より報告。 議事資料1『「足立区地域防災計画（平成28・29年度修正）」及び「地区防災計画」について』に基づき、足立区危機管理室長より地区防災計画の策定について説明。 質疑応答 質問：千住消防署長 震災時における防災関係機関の勤務者の心のケアについて伺います。悲惨な現場での活動や被災者への対応等により強いストレスさらされることになりましたが、こうした心のケアについての対応は可能でしょうか。 回答：足立区危機管理室長
---	---

【議事】 足立区国民保護計画の変更 について（案）	地域防災計画には避難所や家庭で被災した人に対しての心のケアについては明記していますが、防災関係機関の従事者についてのケアについては記載していません。そういった状況下での視点をお持ちの自衛隊や消防の方のお話を聞き、計画に反映していきたいと思います。 質問：千住消防団長 深井戸の設置についてお伺いいたします。 災害時には何よりも水の確保が優先されます。私の住んでいる千住地域は木密地域が多くなっている。木密地域における大規模火災に備えるための無限水利としての深井戸の設置についてご検討いただきたいと思います。また、火災が発生した場合だけではなく、飲み水・生活用水として利用できる深井戸があれば災害時に大変助かります。 回答：足立区危機管理室長 熊本地震の報道では水が豊かな地域である熊本においても断水で困っている事例がみられました。木密地域等の危険地域に水利があることは大変有効だと思われますが、消防用の水利は充足しているとお聞きしています。 回答：足立消防署長 生活用水とは別にはなりますが、消火用水としての水利については足立区内では充足しており、深井戸の整備は関原地域・本木地域をもって終了しました。 回答：足立区長 千住地域ではかつて荒川の水を使う計画も存在したが、問題が多くあり困難でした。 関原地域、本木地域については東京消防庁が深井戸を設置してきましたが、千住地域は特に危険が高いので指導をいただくなど場所を選びながら深井戸の設置について検討していきたいと考えています。 議事について承認。 議事資料2「足立区国民保護計画の変更について（案）及び議事資料3「国民保護法について」に基づき、防災力強化担当課長より方針を説明。
--	---

	質疑応答 質問：足立消防団長 国民保護計画の変更は23区同じレベルで動いているのでしょうか。 回答：防災力強化担当課長 国民保護計画は東京都の計画に基づいて変更を行っており、東京都の基準に準拠して動いているため、ローカルルールは存在しません。 議事について承認。
--	---

4 閉会（司会：防災計画担当課長）（10：40終了）

「足立区地域防災計画（平成 28・29 年度修正）」及び「地区防災計画」について

1 地域防災計画の修正方針

平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえ、自助意識の徹底、輸送道路啓開、避難所生活支援、受援体制の具体化、生活再建の迅速化など広範囲にわたって再検討するとともに、より見やすく運用しやすい構成とするよう計画全般を見直していく。これに伴い庁内及び防災関係機関との協議を多角的に行う必要があるため作業期間を延長し、平成 29 年の完成を目指す。

（１）平成 28 年熊本地震の被害状況及び教訓等について（別紙）

（２）地域防災計画のスケジュール

平成 28 年

8 月から 12 月頃 内外及び関係機関等からの修正意見聴取、協議

平成 29 年

1 月から 4 月頃 検討結果や修正点等の集約・改訂内容の取りまとめ、
計画構成見直し

5 月から 8 月頃 素案作成

8 月頃 パブリックコメント

12 月頃 完了

2 地区防災計画の策定について

区は、平成 26 年の長野県神城断層地震での「死者ゼロ」により共助の重要性が改めて証明され、地区の特性を踏まえて策定する「地区防災計画制度」を推進していく必要があると考え、平成 27 年度、千住柳町地区、千住寿町北地区を地区防災計画策定のモデル地区として策定の支援を行った。

自助・共助による地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化することにより、わが地区の被害を軽減することを目的としている。

（１）対象地区

平成 28 年度は、千住地区及び中川地区内のそれぞれ 5 町会、2 町会の計画策定を予定している。

（２）地区防災計画策定のスケジュール

8 月頃 防災まち歩き（地域特性と被害イメージの確認）

9 月頃 被災・対応シナリオの流れを検討

12 月頃 事前対策リストを検討

平成 29 年

2 月頃 住民説明会の開催（地区防災計画（素案）の提示）

3 月上旬 第 2 回防災会議（予定）

千住柳町町会

千住柳町
地区防災計画

平成 28 年 3 月

千住柳町町会

千住寿町北
地区防災計画
(素案)

平成 28 年 3 月

千住寿町北町会

千住寿町北町会

危険・資源マップ°



支援物資一覧

平成28年4月18日(月)発送分

	物品名	数量	単位	備考
1	生理用品	23,184	枚	昼・夜用46枚 504セット
2	子ども用紙おむつ	6,360	枚	1箱Sサイズ～ビッグサイズ 318枚入り 20箱
3	大人用紙おむつ	4,680	枚	1箱Sサイズ～Lサイズ 130枚 36箱
4	電池	1,060	本	単一300、単二600、単三160
5	紙コップ	4,000	個	
6	口腔ケアウエットティッシュ	240	個	1個30枚入り
7	豚汁缶	42	缶	1缶20食分
8	キャンディ	400	袋	1袋9粒入り
9	ウェットティッシュ	5,400	個	20枚入り 400個 10枚入り 5000個
10	発泡スチロール器	3,000	個	
11	簡易トイレ	400	枚	
12	ビスコ缶	300	缶	1缶30枚入
13	ヒートレス野菜カレー	1,020	食	
14	アルファ米	6,850	食	五目・わかめ6, 600食 梅粥250食
15	粉ミルク	788	缶	一般用300g732缶 アレルギー800g56缶
16	クラッカー	700	食	

平成28年4月21日(木)発送分

1	トイレットペーパー	4,976	巻	
2	ブルーシート	560	枚	
3	紙コップ	3,000	個	
4	発砲スチロール器(1000個セッ	1,000	個	
5	ウェットティッシュ	8,600	個	1個10枚入り

本資料は、熊本地震関連の政府、自治体が公表した情報や報道及び区の派遣職員から得られた教訓、課題等を区災害対策課にて暫定的にまとめたものであり、情報収集の時点などにより数字などが異なるものも含まれる可能性がある。

平成28年熊本地震の被害状況及び教訓等について

1 全般

熊本地震は、「相対的に地震が発生しにくいと思われる地域」で起きた地震であり、かつ本震（最大震度7の揺れ）が連続発生するとともに過去最多の余震が続いているという、これまでに見られない想定外の地震であったことに特色があるといえる。このため、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓が活かされた場面があった反面、これからの地震対策、対応にとって新たな課題と教訓が得られた（現在進行中のものもあり）地震であるともいえる。

2 地震の概要

（1）4月14日21時26分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成28年4月14日 21:26頃

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・熊本県熊本地方、深さ約11km
- ・規模：マグニチュード6.5

（2）4月16日1時25分に発生した地震

ア 発生日時

- ・平成28年4月16日 1:25頃

イ 震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・熊本県熊本地方・深さ約12km
- ・規模：マグニチュード7.3

（3）震度1以上を観測する地震（6月16日現在）

- ・1,751回発生

（4）人的・物的被害の状況（6月16日現在）

- ・熊本県

死亡49人 重傷335人 軽傷1,263人

全壊7,693棟 半壊22,982棟 一部破損109,892棟

（5）避難所の状況

- ・熊本県

避難所数123箇所 避難者数6,259名（6月16日現在）

最大避難所数855箇所 避難者数183,882名（4月17日時点）

- (6) 住宅の建設（6月16日までの累計）
- ・16市町村で3,025戸の建設に着手し、うち272戸完成
- (7) ライフラインの状況
- ア 電力
- 九州電力管内
- ・高圧配電線への送電完了 4月20日
- イ ガス
- 西部ガス管内
- ・熊本市周辺の供給区域における復旧作業を完了 4月30日
【最大10万5000戸供給停止（4月16日現在）】
- ウ 水道（厚生労働省6月16日現在）
- ・熊本市全域に水道水が供給 4月30日
【最大44万5857戸断水（各自治体の最大断水戸数の累計）】
- エ 下水道（国土交通省6月16日現在）
- ・一部で被害があるが、応急対応により必要な処理機能を確保
- (8) 道路（国土交通省情報：6月16日現在）
- ア 高速道路・被災による通行止め：0区間
- イ 直轄国道・被災による通行止め：1区間
- ・国道57号 南阿蘇村81k100付近
- (9) 交通機関（国土交通省情報：6月16日現在）
- ア 鉄道
- ・新幹線の状況
九州新幹線 4月27日 全線の運転再開
山陽新幹線 脱線なし
 - ・在来線の状況
2事業者2路線運転休止
- イ 空港
- ・熊本空港
管制塔での業務を再開 4月19日
- (10) 医療施設（厚生労働省情報：5月17日時点）
- ・病棟の損壊等により、入院診療に制限がある病院：12病院
- (11) 郵政関係（総務省情報：6月16日現在）
- ・安全最優先で通常業務を実施。
- (12) 物資供給の状況（内閣府情報：5月19日現在）
- ・飲料・水・毛布などの物資の調達及び被災地への供給について、内閣

府に関係省庁が集まり、一元的な調整を実施。

- ・調達物資について、日本通運鳥栖流通センター（佐賀県鳥栖市）に搬入した後、各市町村への直接供給を実施中。

- ・4月17日～25日

9日間で約204万食を提供。

- ・17日～19日

パン、カップ麺など、カロリーを重視した支援を実施。

- ・20日～22日

被災者のニーズに応えるべく缶詰やレトルト食品などバリエーションを増やした支援を実施。また、被災自治体からの要請に応じて、米、保存用パンなどを提供。

- ・23日～25日

被災者のニーズに応じて、おかずとなる食品や子供・高齢者向けの食品で、保存性の高い食品を中心に提供。

- ・26日以降

保存性の高い食品を中心に被災者のニーズに合わせて必要な食品を随時提供。大型連休中のニーズに機動的に対応できるよう、必要な食品を一定量まとめて提供

3 教訓（＝課題）

（1）自助による防災力向上・・・日常備蓄の推進

ア 一般家庭における備蓄意識の啓発

イ ローリングストック法による家庭内備蓄の推奨

（2）災害に強い防災まちづくり・・・建築物の耐震化

ア 重要拠点（対策本部が設置される行政機関や、避難所に指定されている学校等）の耐震強度の見直し、補強

イ 新耐震基準前の建物補強もしくは建替えと、新耐震基準建物の検証

（3）情報・通信の確保

- ・多様な情報ツール、コミュニケーションツールの活用（ツイッター等SNSによる被災状況や必要物資に関する情報入手）

（4）避難者対策

ア 避難所の問題

（ア）避難所の地震被害による使用制限

（イ）受け入れ可能数

（ウ）食事状況の把握、離乳食・アレルギー食が必要な避難者の支援

（エ）車中泊者増加に伴う駐車場不足

- (オ) 避難者の健康管理・こころのケア
- (カ) 仮設トイレの適切な使用方法及び衛生対策
- (キ) ペットとの同行避難
- イ 車中泊避難者、在宅避難者に対する支援等
 - (ア) エコノミークラス症候群対策
 - (イ) 生活再建
- (5) 物流・備蓄・輸送対策の推進・・・支援物資のスムーズな供給
 - ア 供給源～集積拠点～住民への供給手配と手段要領
 - イ コンクリート塀等の損壊による車両通行障害化
- (6) 受援体制・・・派遣自治体職員等に対する支援
 - ア こころのケア
 - イ 滞在宿泊場所の確保
 - ウ パソコンの不足
- (7) 住民の生活の早期再建
 - ア 迅速な応急危険度判定のシステム開発と体制づくり
 - (ア) 罹災証明に関する事前知識
 - (イ) 事前研修、作業フローの確立
 - (ウ) タブレット端末の活用
 - イ 罹災証明書の発行に関する課題
 - (ア) 手続き要領や基準の周知徹底
 - (イ) 家屋危険度判定士の不足
 - (ウ) データ入力のための職員不足（調査報告者>処理者）
 - ウ ごみ処理の問題
 - (ア) 仮設トイレのし尿処理
 - (イ) ごみ収集車の不足・・・生活ごみ、片付けごみやがれき
- 4 区の支援対応

23区で連携しながら「支援物資の提供」「職員の派遣」について、被災地の要請に応じ、合わせて「熊本地震義援金」の受付を開始した。

 - ア 支援物資の提供
 - ・第1便 4月18日（月）生活用品や飴、菓子など4トン車1台分
 - ・第2便 4月21日（木）トイレットペーパー、ブルーシート、ウエットティッシュなど4トン車1台分
 - イ 職員派遣
 - ・物資輸送 3名
 - ・被災建築物応急危険度判定 2名
 - ・り災証明発行支援 9名

足立区国民保護計画の変更について（案）

足立区国民保護計画の概要

- (1) 国民保護計画とは、国が認定する武力攻撃事態（弾道ミサイル攻撃、着上陸侵攻等）から国民の生命、身体及び財産を保護するためにあらかじめ策定する計画である。
- (2) 国民保護計画は、国の基本方針に則り東京都をはじめとした各区市町村で策定されている。東京都の計画は平成 18 年 3 月に策定され、足立区の計画は平成 19 年 1 月に策定した。

関係法令等

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成 16 年法律第 112 号）
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）
- 国民保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定、平成 26 年 5 月変更）
- 東京都国民保護計画（平成 18 年 3 月策定、平成 27 年 3 月変更）

計画変更の方針等

- (1) 東京都との整合
東京都は平成 27 年 3 月に国民保護計画を約 9 年ぶりに変更したことから、足立区国民保護計画についても、東京都計画との整合を図るという方針のもと、内容を変更していく。なお、平成 28 年度から 29 年度にかけて、都内各区市町村においても同様の変更が行われる。
- (2) 対応力の強化
計画変更を契機に、訓練によりテロ災害等の対応力を一層強化し、区民の安心・安全を担保する。平成 27 年度は危機管理室、消防署及び警察署と合同で「テロ災害研修会」を開催し、消防署が作成した想定シナリオに基づき図上訓練を実施した。

計画変更の主な内容（案）

次の「新規事項の追加」及び「既存事項の変更」を行う予定である。

(1) 新規に追加する事項

- ア 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の明記
- イ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の明記
- ウ 安否情報システムの明記
- エ 国が開催する武力攻撃事態等合同対策協議会への協力
- オ 関係機関による核攻撃のスクリーニング及び除染実施
- カ 国のマニュアルに基づく避難実施要領の作成

(2) 既存計画の変更事項

- ア 区内の地理的、社会的特徴の修正
- イ 国や区の組織名称の修正
- ウ 用語の修正（「災害時要援護者」を「要配慮者」等）
- エ 救援事務について厚生労働省から内閣府への移管
- オ 資料編の整理（区の地域防災計画の資料と重複しているものを削除する。）
- カ その他（常用漢字改正に伴う文言修正等）

（参考）国民保護計画と地域防災計画の違い

- (1) 地域防災計画
災害対策基本法で規定されている自然災害等に対処するための計画であり、国からの指示を待つことなく、地方公共団体の責任と判断により初動対応を行う。
自然災害以外で被害が甚大となる危機事象（航空機墜落、大規模な爆発等）は、地域防災計画に準じて対策本部を設置し対応する。
- (2) 国民保護計画
国民保護法及び事態対処法で規定されている武力攻撃事態等に対処するための計画であり、地方公共団体は国の指示により対応に当たる。
対象となる武力攻撃事態等の認定は国が行い、地方公共団体は国からのトップダウンで所要の措置を実行する。国の事態認定前に武力攻撃等が発生した場合は、災害対策基本法など既存法制を活用し柔軟に対応する。

計画変更のスケジュール（案）

年 月	平成 28 年						平成 29 年			
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月～
協議会	第 1 回協議会								第 2 回協議会 （上旬に開催予定）	
事務局	新旧対照表（素案） 提示	庁内外から 意見受付※		パブコメ		新旧対照表（最終案） 取りまとめ		冊子印刷・公表		
東京都		事前協議 （都の主管局）				パブコメ結果を踏まえた調整		正式協議 （都知事）		

- ※ 1：第 2 回協議会は、第 1 回協議会と同様に防災会議と合同で開催する予定です。
- ※ 2：新旧対照表（案）に関する意見等がありましたら、8 月 31 日までに担当者まで問合せをお願いします。

【問合せ先】

足立区総務部危機管理室災害対策課
担当 渡邊（内線 3940） 掛川（内線 1473）
電話 3880-5186（直通）
FAX 3880-5607

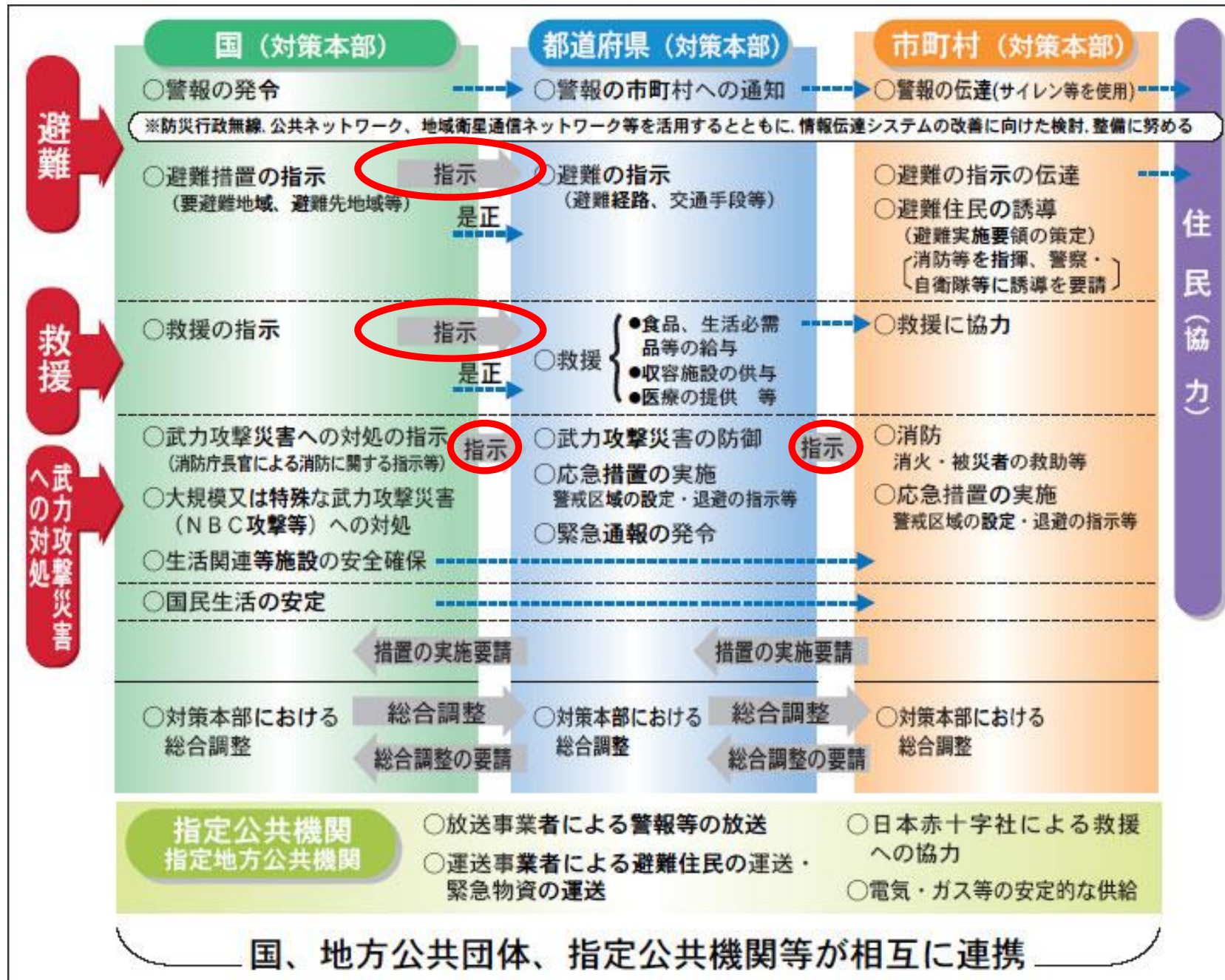
国民保護法について

※正式名称

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)

平成28年7月14日
足立区国民保護協議会

武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み



国民保護計画と地域防災計画の違い

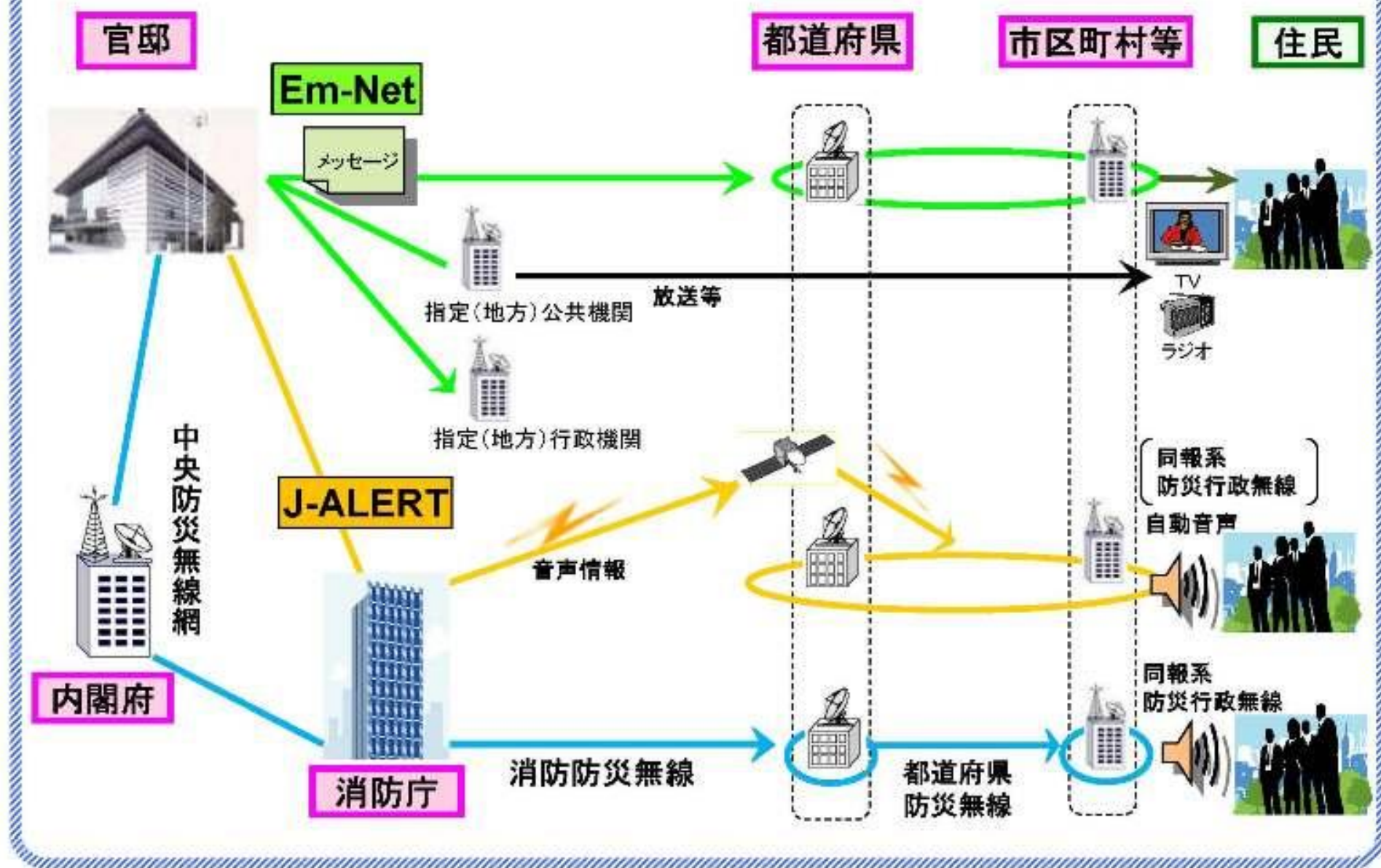
地域防災計画

- 災害対策基本法で規定する自然災害等に対処する計画
- 国からの指示を待つことなく、**地方公共団体の責任と判断により対応を行う。**

国民保護計画

- 国民保護法等で規定する武力攻撃事態等に対処する計画
- 武力攻撃事態等の認定は国が行い、**地方公共団体は国の指示により対応を行う。**

国民の保護のための主な情報伝達手段



足立区国民保護計画変更 新旧対照表（案）

該当項目	新（変更後）	旧（変更前）
第1編 第3章、3	3 関係機関の連絡先 <u>関係機関の連絡先については、足立区地域防災計画震災対策資料編を参照のこと。</u>	3 関係機関の連絡先 (1) <u>都関係部局等</u> <u>資料編2－1</u> (2) <u>関係近隣区市機関</u> <u>資料編2－2</u> (3) <u>指定公共機関、指定地方公共機関</u> <u>資料編2－3</u>
第1編 第4章、(1)	(1) 地形 足立区は、東京23区の最北端に位置し、東は中川を <u>挟んで</u> 葛飾区、西は隅田川を <u>挟んで</u> 北区、新芝川を <u>挟んで</u> 川口市に、南は葛飾区、墨田区、荒川区と、北は川口市、草加市並びに八潮市にそれぞれ接している。区域の面積は53.2km ² で、東西の延長は11.10km、南北は8.79kmあり、千住地域を <u>要</u> とするやや扇状の地形を呈している。	(1) 地形 足立区は、東京23区の最北端に位置し、東は中川を <u>はさ</u> んで葛飾区、西は隅田川を <u>隔てて</u> 北区、新芝川を <u>はさんで</u> 川口市に、南は葛飾区、墨田区、荒川区と、北は川口市、 <u>鳩ヶ谷市</u> 、草加市並びに八潮市にそれぞれ接している。区域の面積は53.2km ² で、東西の延長は11.10km、南北は8.79kmあり、千住地域を <u>かなめ</u> とするやや扇状の地形を呈している。
第1編 第4章、(2)	(2) 気候 足立区は、温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。 気温は、年平均16度で、近年は、「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。	(2) 気候 足立区は、温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。 気温は、年平均16度で、近年は、「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。 <u>降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。</u>

第1編 第4章、(2)	≪月別平均気温と降水量≫ グラフの修正 (別紙1のとおり)	
第1編 第4章、(3)	(3) 人口 足立区の人口は <u>674,111人</u> (都内5番目)、人口密度は <u>12,659人/km²</u> である。また、外国人登録人口は <u>23,679人</u> であり、 <u>新宿区、江戸川区につぎ、3番目</u> である。 高齢者が人口に占める割合は <u>24.1%</u> であり、 <u>約4人に1人</u> が65歳以上となる。 ※各数値については、 <u>数字で見る足立 (平成27年版)</u> による。	(3) 人口 足立区の人口は <u>645,770人</u> (都内5番目)、人口密度は <u>12,138人/km²</u> である。また、外国人登録人口は <u>21,405人</u> であり、 <u>新宿区につぎ、2番目</u> である。 高齢者が人口に占める割合は <u>19.5%</u> であり、 <u>約5人に1人</u> が65歳以上となる。 また、平成22年には区民の4人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されている。 ※各数値については、 <u>足立区住民基本台帳 (平成18年1月1日現在)</u> による。
第1編 第4章、(4)	(4) 道路の位置等 主要幹線道路としては、東西に走る環状7号線と南北に走る国道4号線とが区の中央部で交差し、いずれも交通量は非常に多い。 また、区の西部には尾久橋通り、尾竹橋通りが南北に走っている。 高速道路については、区の東部を首都高速6号三郷線が南北に、また、南部を中央環状線が荒川に沿って東西に走り、さらに、区の西端部を沿うように北方へ走っている。 その他の道路については、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分を除くと、自然発生的に形成された道路が多く、災害時における避難、消火、救出救助活動等への支障が懸念される。	(4) 道路の位置等 主要幹線道路としては、東西に走る環状7号線と南北に走る国道4号線とが区の中央部で交差し、いずれも交通量は非常に多い。 また、区の西部には尾久橋通り、尾竹橋通りが南北に走っている。 高速道路については、区の東部を首都高速6号三郷線が南北に、また、南部を中央環状線が荒川に沿って東西に走り、さらに、区の西端部を沿うように北方へ走っている。 その他の道路については、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分を除くと、自然発生的に形成された道路が多く、 <u>区道約925kmのうち、およそ46%が幅員5.5m未満であり</u> 、災害時における避難、消火、救出救助活動等への支障が懸念される。

第 1 編 第 4 章、(5)	(5) 鉄道の位置等 区の中央部を南北に東武伊勢崎線が走り、堀切駅、牛田駅、北千住駅、小菅駅、五反野駅、梅島駅、西新井駅、竹ノ塚駅の 8 駅がある。また、西新井駅からは、大師線が分岐し、大師前駅がある。 東部をつくばエクスプレスが走り、北千住駅、青井駅、六町駅の 3 駅があり、また、東京メトロ千代田線が南東部を走り、北千住駅、綾瀬駅、北綾瀬駅がある。 東京メトロ千代田線と同様に J R 常磐線が走り、北千住駅がある。 さらに、南端部には京成電鉄が走り、京成関屋駅及び千住大橋駅の 2 駅がある。 区の西部には、日暮里・舎人ライナーが走り、見沼代親水公園駅、舎人駅、舎人公園駅、谷在家駅、西新井大師西駅、江北駅、高野駅、扇大橋駅、足立小台駅の 9 駅がある。	(5) 鉄道の位置等 区の中央部を南北に東武伊勢崎線が走り、堀切駅、牛田駅、北千住駅、小菅駅、五反野駅、梅島駅、西新井駅、竹ノ塚駅の 8 駅がある。また、西新井駅からは、大師線が分岐し、大師前駅がある。 東部を平成17年 8 月に開通したつくばエクスプレスが走り、北千住駅、青井駅、六町駅の 3 駅があり、また、東京メトロ千代田線が南東部を走り、北千住駅、綾瀬駅、北綾瀬駅がある。 東京メトロ千代田線と同様に J R 常磐線が走り、北千住駅がある。 さらに、南端部には京成電鉄が走り、京成関屋駅及び千住大橋駅の 2 駅がある。 区の西部には、日暮里・舎人ライナーが平成19年度中に開通する予定であり、見沼代親水公園駅、舎人駅、舎人公園駅、谷在家駅、西新井大師西駅、江北駅、高野駅、扇大橋駅、足立小台駅の 9 駅が新たに設置される。
第 1 編 第 4 章、(7)	(7) 消防 特別区の消防行政は、都が一体的に管理しており、区内には、千住消防署及び千住消防団、足立消防署及び足立消防団並びに西新井消防署及び西新井消防団が配置されている。 <u>さらに、新田には第六消防方面消防救助機動部隊が配置されている。</u>	(7) 消防 特別区の消防行政は、都が一体的に管理しており、区内には、千住消防署及び千住消防団、足立消防署及び足立消防団並びに西新井消防署及び西新井消防団が配置されている。
第 2 編 第 1 章、第 1、1	【区の各部・室等における平素の業務】 表の修正（別紙 2 のとおり）	

第2編 第1章、第1、1	【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務 表の修正（別紙3のとおり）	
第2編 第1章、第1、2	【区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員の代替職員】 表の修正（別紙4のとおり）	
第2編 第1章、第2、4 (3)	(3) 関係機関との協定の締結等 区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。 <u>なお、関係機関との協定一覧については、足立区地域防災計画震災対策資料編を参照のこと。</u>	(3) 関係機関との協定の締結等 区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。 <u>【足立区地域防災計画における関係機関との協定一覧】(参考)</u> (※表を削除)
第2編 第1章、第4、2 (1)、ア	(1) 警報の伝達体制の整備 ア 区は、都知事から<u>警報等</u>の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めおくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。	(1) 警報の伝達体制の整備 ア 区は、都知事から<u>警報の内容</u>の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めおくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。
第2編 第1章、第4、2	(2) 防災行政無線等の整備 ㍑ 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 <u>また、防災行政無線のデジタル化を推進するなど、都に準じた通信連絡体制の整備に努める。</u> ㍑ 同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J－A L E R T）(*)と同報系の防災行政無線等を自動起動する。	(2) 防災行政無線の整備 区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。 同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム（J－A L E R T）(*)の開発・整備の検討を踏まえる。

第2編 第1章、第4、2	(3) 緊急情報ネットワーク（E m－N e t）の整備 <u>国からの文書による緊急情報の送受信にあたっては、緊急情報ネットワーク（E m－N e t）を整備し、国や都と双方向通信を行う。</u> <u>なお、E m－N e tを補完する通信手段として、ファクシミリを活用する。</u>	(新規)
第2編 第1章、第4、2	(4) 警察との連携 (5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (7) 民間事業者の協力	(3) 警察との連携 (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 (6) 民間事業者の協力
第2編 第2章、1、(1)	【区において集約する・整理する基礎的資料】 表の修正（別紙5のとおり）	
第2編 第2章、1	(3) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として検討している避難支援プランの活用も考慮しつつ、<u>要配慮者の避難対策の確立を図る。</u> その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>要配慮者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>要配慮者対策総括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として検討している避難支援プランの活用も考慮しつつ、<u>災害時要援護者の避難対策の確立を図る。</u> その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>災害時要援護者対策総括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。
第2編 第2章、6、(1)	【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 表の修正（別紙6のとおり）	
第2編 第2章、7	<u>7 要配慮者支援に関する連携等</u>	<u>7 災害時要援護者支援に関する連携等</u>

第2編 第2章、7	(1) 体制整備 区は、「<u>要配慮者(*)</u>の把握」「<u>要配慮者</u>への情報提供体制の整備」「地域やボランティアによる支援体制作り」等を推進する。 (※脚注) (*) <u>要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいい、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定している。</u>	(1) 体制整備 区は、「<u>災害時要援護者(*)</u>の把握」「<u>災害時要援護者</u>への情報提供体制の整備」「地域やボランティアによる支援体制作り」等を推進する。 (※脚注) (*) <u>災害時要援護者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。</u>
第2編 第2章、7	(3) 都との連携の確保 ア 区は、都と連携し、迅速に<u>要配慮者</u>の支援ができるような体制の整備を進める。 イ 区は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、<u>要配慮者</u>の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して迅速かつ的確に<u>要配慮者</u>を支援できるよう努める。	(3) 都との連携の確保 ア 区は、都と連携し、迅速に<u>災害時要援護者</u>の支援ができるような体制の整備を進める。 イ 区は、国民保護に関する訓練を行うにあたって、<u>災害時要援護者</u>の避難や救援等の訓練を含めるなど、都と連携して迅速かつ的確に<u>災害時要援護者</u>を支援できるよう努める。
第3編 第2章、1、(3)	【区対策本部の組織構成及び機能】 図の修正（別紙7のとおり）	
第3編 第2章、1、(3)	【区国民保護対策本部長の補佐機能の編成】 表の修正（別紙8のとおり）	
第3編 第2章、1、(3)	【区の各部室課における武力攻撃事態における業務】 表の修正（別紙9のとおり）	
第3編 第2章、1、(4)	② 広報手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口	② 広報手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口

	の開設、<u>ホームページ等</u>のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。	の開設、<u>インターネットホームページ等</u>のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。
第3編 第3章、1	(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。<u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(*)を開催する場合には、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。</u> (※脚注) (*) <u>国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。</u>	(2) 国・都の現地対策本部との連携 区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。<u>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</u>
第3編 第4章、1	【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲（<u>第2編、第1章、第1、4</u>）	【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲（<u>P19～20</u>）
第3編 第5章、第1、1、 (2)	【区から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】 図の修正（別紙10のとおり）	
第3編 第5章、第1、2、 (1)	イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合 この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。（区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。）	イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合 <u>(7)</u> この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。 <u>(4)</u> <u>なお</u>、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを

		使用して住民に周知を図る。
第3編 第5章、第2、3	(6) 高齢者、障がい者等<u>要配慮者</u>への配慮 区長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者対策班</u>を設置し、都<u>要配慮者対策総括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障がい者団体等と協力して、<u>要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	(6) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮 区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者対策班</u>を設置し、都<u>災害時要援護者対策総括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。
第3編 第5章、第2、3	(8) 避難場所の運営 区は、原則、区内の避難場所を運営する。 <u>なお、避難所等の開設・運営要領は、足立区地域防災計画に準ずる。</u>	(8) 避難場所の運営 区は、原則、区内の避難場所を運営する。
第3編 第6章、3	3 救援の程度及び方法の基準 区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成<u>25年</u><u>内閣府告示第229号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	3 救援の程度及び方法の基準 区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成<u>16年</u><u>厚生労働省告示第343号</u>。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。 区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。
第3編 第6章、4、(1) ア	(ウ) 救援センターの設置 区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。	(ウ) 救援センターの設置 区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

	「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。 ・避難住民に対する食料等の配給 ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応 ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等	「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。 ・避難住民に対する食料等の配給 ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応 ・<u>避難住民の生活状況の把握</u> ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等
第3編 第6章、4、（1） ア	(エ) 都対策本部（避難所支援本部(*)）への報告 区（長）は、避難所における物資の不足等に伴う<u>要請等</u>を取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。 (※脚注) (*) 都は、複数の区市町村が<u>要避難地域となり</u>、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。 避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。 ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給 ・応急医療の提供 ・学用品の供給 ・避難所における保健衛生の確保 等	(エ) 都対策本部（避難所支援本部(*)）への報告 区（長）は、避難所における物資の不足等に伴う<u>ニーズ</u>を取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。 (※脚注) (*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。 避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。 ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給 ・応急医療の提供 ・学用品の供給 ・避難所における保健衛生の確保 等
第3編 第7章、2	2 都に対する報告 区は、都への報告に当たっては、原則として、「<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム</u>」（以下「安	2 都に対する報告 区は、都への報告に当たっては、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）によ

	<u>否情報システム」という。)への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u>	り都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。
第3編 第7章、3	(4) 個人の情報の保護への配慮 ア 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。	(4) 個人の情報の保護への配慮 ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
第3編 第8章、第4、(4)	ア 核攻撃等の場合 区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。 <u>関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u>	ア 核攻撃等の場合 区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。 また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
第5編 序章	■想定される事態類型 表の修正（別紙11のとおり）	
第5編 第1章、5	《備蓄又は調達する資材の例》 ・N（核物質）用の防塵マスク、線量計・線量率計（サーベイメ	《備蓄又は調達する資材の例》 ・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）

	<u>ータ等)、放射線防護衣、手袋、ブーツ、ゴーグル（鉛入りガラス使用）</u> ・ <u>B（生物剤）用の感染症予防用マスク、消毒用噴霧器、消毒液（薬）</u> ・ <u>C（化学剤）用のガスマスク、ガス検知器、化学防護衣、化学防護服</u>	<u>計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等</u>
第5編 第4章、1、（1）	ア <u>可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</u>	ア <u>可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。</u>
第5編 第4章、1、（1）	イ <u>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会経済活動に支障が生ずる。</u>	イ <u>危険物質積載船が爆破された場合、危険物質の拡散により、沿岸の住民等に被害が発生するとともに、港湾・航路の閉塞、海洋資源の汚染等、社会活動等に支障を来すおそれがある。</u>
第5編 第4章、2	(1) 攻撃による影響 <u>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は甚大なものとなる。</u>	(1) 攻撃による影響 <u>爆破のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。</u>
第5編 第4章、3、（1）	ア <u>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</u>	ア <u>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。</u>
第5編 第4章、3、（1）	イ <u>ダーティボムの爆発により放射性物質の拡散が行われた場合、その爆発により、爆弾の破片及び破壊物による被害並びに熱及び炎による被害が発生させるとともに、拡散した</u>	イ <u>ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩</u>

	放射性物質の放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、後年、 <u>ガン</u> を発症（晩発性放射線障害）することもある。	<u>発性放射線障害</u> ）がある。
第5編 第4章、3、（1）	ウ <u>一般的に放射能に関する知識が少ないため、住民等が不安を抱きやすく、風評被害が広がる可能性もある。</u>	ウ <u>住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。</u>
第5編 第4章、4	(1) 攻撃による影響 <u>人に知られることなく散布することが可能なことから、潜伏期間内に感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。</u>	(1) 攻撃による影響 <u>生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。</u>
第5編 第4章、5、（1）	ア <u>サリン等の化学剤を用いたテロが、建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性</u> がある。	ア <u>屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれ</u> がある。
第5編 第4章、5、（1）	イ <u>急性症状を有する死傷者が発生するが、当初は原因物質の特定が困難である。</u>	イ <u>一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を有する死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。</u>
第5編 第4章、5、（1）	ウ <u>一般的に、目や気道（口・耳）、皮膚等に刺激的な症状が現れる。</u>	ウ <u>気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。</u>
第5編 第4章、5、（1）	エ <u>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。</u>	(新規)
第5編 第4章、6、（1）	ア <u>航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</u>	ア <u>航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。</u>
第5編 第4章、6、（1）	イ <u>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</u>	イ <u>爆発・火災等の発生の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。</u>

第5編 第4章、6、(1)	<u>ウ 爆発・火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</u>	(新規)
資料編	(削除)	1-1 から 4-7 まで
資料編	<u>1</u> 安否情報関連様式 <u>2</u> 被害情報報告様式	<u>4-8</u> 安否情報関連様式 <u>4-9</u> 被害情報報告様式
資料編	「3 避難実施要領の作成」の新規追加（別紙12のとおり）	

別紙1 《月別平均気温と降水量》

新（変更後）	旧（変更前）																																							
防災センターで蓄積している最新データにより表を作成する。	<table><tr><th>月</th><th>降水量 (mm)</th><th>気温 (°C)</th></tr><tr><td>1</td><td>50</td><td>5</td></tr><tr><td>2</td><td>60</td><td>6</td></tr><tr><td>3</td><td>115</td><td>10</td></tr><tr><td>4</td><td>130</td><td>15</td></tr><tr><td>5</td><td>125</td><td>18</td></tr><tr><td>6</td><td>160</td><td>22</td></tr><tr><td>7</td><td>160</td><td>25</td></tr><tr><td>8</td><td>155</td><td>28</td></tr><tr><td>9</td><td>205</td><td>25</td></tr><tr><td>10</td><td>165</td><td>18</td></tr><tr><td>11</td><td>95</td><td>10</td></tr><tr><td>12</td><td>45</td><td>5</td></tr></table>	月	降水量 (mm)	気温 (°C)	1	50	5	2	60	6	3	115	10	4	130	15	5	125	18	6	160	22	7	160	25	8	155	28	9	205	25	10	165	18	11	95	10	12	45	5
月	降水量 (mm)	気温 (°C)																																						
1	50	5																																						
2	60	6																																						
3	115	10																																						
4	130	15																																						
5	125	18																																						
6	160	22																																						
7	160	25																																						
8	155	28																																						
9	205	25																																						
10	165	18																																						
11	95	10																																						
12	45	5																																						

別紙2 【区の各部・室等における平素の業務】

新（変更後）		旧（変更前）	
部等名	平素の業務	部等名	平素の業務
政 策 経 営 部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること 2 国民保護に関する広報及び広聴に関すること	政 策 経 営 部	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること 2 国民保護に関する広報及び広聴に関すること
資 産 管 理 部	<u>1 資産管理部が管理する施設における警戒等の予防対策に関する こと</u>		1 職員の参集基準の整備に関すること <u>2 庁舎における警戒等の予防対策に関すること</u>
総 務 部	1 職員の参集基準の整備に関すること <u>2 非常通信体制の整備に関すること</u> <u>3 国民保護に関する総合調整に関すること</u> <u>4 国民保護協議会の運営に関すること</u> <u>5 国民保護計画の見直し・変更に関すること</u> <u>6 初動体制の整備に関すること</u> <u>7 緊急通行車両確認標章に関すること</u> <u>8 研修、訓練に関すること</u> <u>9 危機情報等の収集、分析等に関すること</u> <u>10 特殊標章等の交付、許可に関すること</u> <u>11 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関すること</u> <u>12 避難施設の指定に関すること</u> <u>13 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること</u> <u>14 車両の調達に関すること</u>	総 務 部	3 非常通信体制の整備に関すること 4 国民保護に関する総合調整に関すること 5 国民保護協議会の運営に関すること 6 国民保護計画の見直し・変更に関すること 7 初動体制の整備に関すること 8 緊急通行車両確認標章に関すること 9 研修、訓練に関すること 10 危機情報等の収集、分析等に関すること 11 特殊標章等の交付、許可に関すること 12 警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関すること 13 避難施設の指定に関すること 14 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 15 車両の調達に関すること
区 民 部	<u>1 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること</u> <u>2 救援物資・義援品の受領及び輸送</u>	区 民 部	<u>1 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること</u> <u>2 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること</u> <u>3 区民部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること</u> <u>4 被災者に対する区税の減免及び徴収猶予に関すること</u>

	地 域 の ち か ら 推 進 部	<u>1 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること</u> <u>2 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること</u> <u>3 地域のちから推進部が管理する施設における警戒等の予防対策 に 関すること</u>			<u>5 救援物資・義援品の受領及び輸送</u>		
	産 業 経 済 部	1 中小企業等の対策に関すること 2 <u>産業経済部が管理する施設等における救護、安全確保及び支援に 関すること</u>		産 業 経 済 部	1 中小企業等の対策に関すること		
	福 祉 部	1 高齢者及び障がい者等の救護、安全確保及び支援に関すること 2 <u>避難行動要支援者対策に関すること</u> 3 <u>福祉部が管理する施設等における救護、安全確保及び支援に 関すること</u>		環 境 部	<u>1 廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること</u>		
	衛 生 部	1 医療及び防疫に関すること 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 3 <u>衛生部が管理する施設等における救護、安全確保及び支援に 関すること</u> 4 その他保健衛生に関すること		福 祉 部	1 高齢者及び障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること 2 <u>災害時要援護者対策に関すること</u> 3 <u>保育施設等における救護、安全確保及び支援に関すること</u>		
	環 境 部	<u>1 廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること</u>		衛 生 部	1 医療及び防疫に関すること 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 3 その他保健衛生に関すること		
	都 市 建 設 部	1 建築物の防災に関すること 2 住宅等の建設、補修等のための融資に関すること 3 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること 4 区営住宅の維持管理に関すること 5 <u>道路の保全に関すること</u> 6 <u>道路等における障害物の除去に関すること</u> 7 <u>公園の保全に関すること</u> 8 <u>河川の保全に関すること</u>		都 市 整 備 部	1 建築物の防災に関すること 2 住宅等の建設、補修等のための融資に関すること 3 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること 4 区営住宅の維持管理に関すること		
				土 木 部	<u>1 道路の保全に関すること</u> <u>2 道路等における障害物の除去に関すること</u> <u>3 公園の保全に関すること</u> <u>4 河川の保全に関すること</u>		
				収 入 役 室	1 現金及び物品の出納及び保管に関すること		
				教 育 委 員 会	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること		

	9 都市建設部が管理する施設等における救護、安全確保及び支援に関すること		選挙管理委員会	1 他の部に対する応援のための体制整備に関すること
会計管理室	1 現金及び物品の出納及び保管に関すること		監査事務局	
教育委員会	1 文教施設の警戒等の予防対策に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 学校等における救護、安全確保及び支援に関すること		区議会事務局	1 区議会との連絡体制の整備に関すること
選挙管理委員会				
監査事務局	1 他の部に対する応援のための体制整備に関すること			
区議会事務局	1 区議会との連絡体制の整備に関すること			
※ 国民保護に関する業務の総括、各部室等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。		※ 国民保護に関する業務の総括、各部室等間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。 ※ 平成19年4月1日以降は、「収入役室」を「会計管理室」と読み替える。		

別紙3 【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（都国民保護計画抜粋）

新（変更後）		旧（変更前）	
機関の名称	平 素 の 業 務	機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第六消防方面本部 千住消防署 足立消防署 西新井消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 <u>特別区の消防団</u> に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること	東京消防庁 第六消防方面本部 千住消防署 足立消防署 西新井消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 <u>消防団</u> に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること <u>（東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る）</u> 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

別紙 4 【区対策本部長、区対策副本部長及び区対策本部員の代替職員】

新（変更後）		
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
区 長	副区長	教育長
各部長等	庶務担当課長	各部・室・課であらかじめ指定しておく。

旧（変更前）			
名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
区 長	副区長	<u>収入役</u>	教育長
各部長等	庶務担当課長	各部・室・課であらかじめ指定しておく。	

※ 平成19年4月1日以降は、「助役」を「副区長」と読み替える。

※ 平成19年7月13日以降は、「収入役」を削除する。

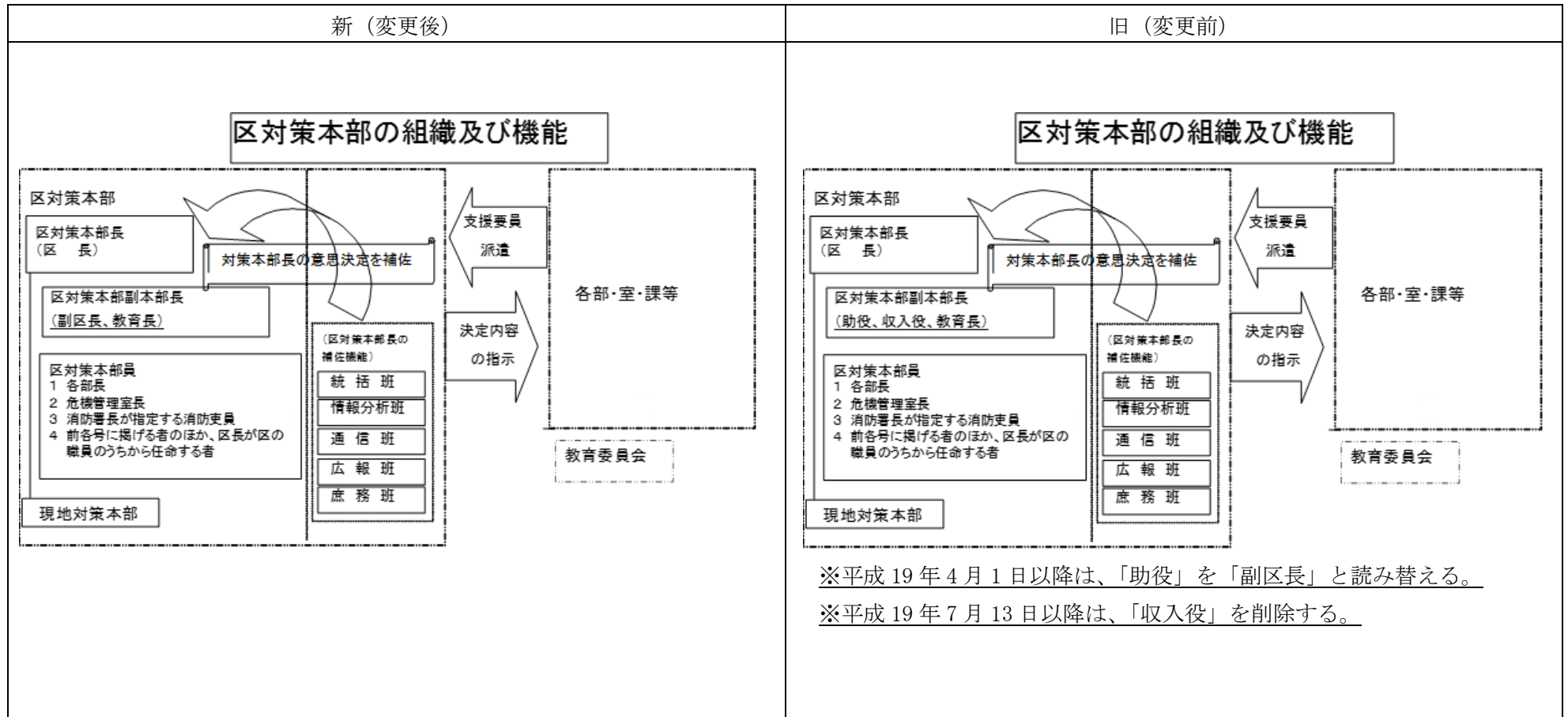
別紙5 【区において集約・整理する基礎的資料】

新（変更後）	旧（変更前）
○ 住宅地図（GIS（地図情報システム）を活用） （※ 人口分布、世帯数） ○ 区内の道路網のリスト （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト） ○ 輸送力のリスト （※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力データ） （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ） ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト） ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト （※ 備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト） ○ 生活関連等施設等のリスト （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの） ○ 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 （※ 特に、地図や各種のデータ等は、区対策本部におけるモニターに表示できるようにしておく。） ○ 町会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等） ○ 消防機関のリスト （※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧） ○ <u>要配慮者</u>の避難支援プラン	○ 住宅地図（GIS（地図情報システム）を活用） （※ 人口分布、世帯数） ○ 区内の道路網のリスト （※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト） ○ 輸送力のリスト （※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力データ） （※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ） ○ 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース） （※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト） ○ 備蓄物資、調達可能物資のリスト （※ 備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト） ○ 生活関連等施設等のリスト （※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの） ○ 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定 （※ 特に、地図や各種のデータ等は、区対策本部におけるモニターに表示できるようにしておく。） ○ 町会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧 （※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等） ○ 消防機関のリスト （※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧） ○ <u>災害時要援護者</u>の避難支援プラン

別紙6 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

新（変更後）				旧（変更前）			
国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第 2 7 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	第 2 7 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省		2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省		3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省		4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省		5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省		6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省		7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省		8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省		9 号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所			10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第 2 8 条	1 号	危険物	総務省消防庁	第 2 8 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省		2 号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省		3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高压ガス	経済産業省		4 号	高压ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会		5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会		6 号	核原料物質	文部科学省・経済産業省
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会		7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省・経済産業省
	8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省		8 号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9 号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省		9 号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）		10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省		11号	毒性物質	経済産業省

別紙 7 【区対策本部の組織構成及び機能】



別紙 8 【区国民保護対策本部長の補佐機能の編成】

新（変更後）			旧（変更前）		
	機 能	担当課等		機 能	担当課等
統括班	1 区対策本部会議の運営に関する事項 2 通信班が収集した情報を踏まえた区対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 区対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	危機管理室	統括班	1 区対策本部会議の運営に関する事項 2 通信班が収集した情報を踏まえた区対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 区対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示	危機管理室
情報分析班	1 区が行う国民保護措置に関する調整 2 他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関する事項 3 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 4 区対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録	危機管理室	情報分析班	1 区が行う国民保護措置に関する調整 2 他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関する事項 3 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 4 区対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録	危機管理室
通信班	1 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 2 通信回線や通信機器の確保		通信班	1 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 2 通信回線や通信機器の確保	
広報班	1 被災状況や区対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	報道広報課	広報班	1 被災状況や区対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動	広報課
庶務班	1 区対策本部員や区対策本部職員のローテーション管理	人事課	庶務班	1 区対策本部員や区対策本部職員のローテーション管理	人事課
	2 区対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項	総務課		2 区対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項	総務課

別紙9 【区の各部室課における武力攻撃事態における業務】

新（変更後）		旧（変更前）	
部・室等名	業務内容	部・室等名	業務内容
政 策 経 営 部	1 復旧・復興計画に関すること 2 災害対策予算に関すること 3 災害の広報に関すること 4 被災者の救護相談の統括に関すること 5 報道機関との連絡に関すること 6 電子計算機器の復旧に関すること	政 策 経 営 部	1 復旧・復興計画に関すること 2 災害対策予算に関すること 3 災害の広報に関すること 4 被災者の救護相談の統括に関すること 5 報道機関との連絡に関すること 6 電子計算機器の復旧に関すること
資 産 管 理 部	<u>1 資産管理部が管理する区の施設の非常時配置等に関すること</u>		
総 務 部	1 区国民保護対策本部の運営に関すること 2 災害情報の収集・伝達及び統轄に関すること 3 防災関係機関及び各部との連絡調整に関すること 4 避難実施要領の策定に関すること 5 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること <u>6 救護食料及び救護物資の調達及び配分計画に関すること</u> <u>7 応急対策用物資、車両、舟艇等の調達に関すること</u> <u>8 職員の動員数の把握に関すること</u> <u>9 職員の給食に関すること</u> <u>10 一般ボランティアの受入・支援に関すること</u>	総 務 部	1 区国民保護対策本部の運営に関すること 2 災害情報の収集・伝達及び統轄に関すること 3 防災関係機関及び各部との連絡調整に関すること 4 避難実施要領の策定に関すること 5 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること <u>6 本庁舎の非常時配置等に関すること</u> <u>7 救護食料及び救護物資の調達及び配分計画に関すること</u> <u>8 応急対策用物資、車両、舟艇等の調達に関すること</u> <u>9 職員の動員数の把握に関すること</u> <u>10 職員の給食に関すること</u> <u>11 一般ボランティアの受入・支援に関すること</u> <u>12 職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること</u>

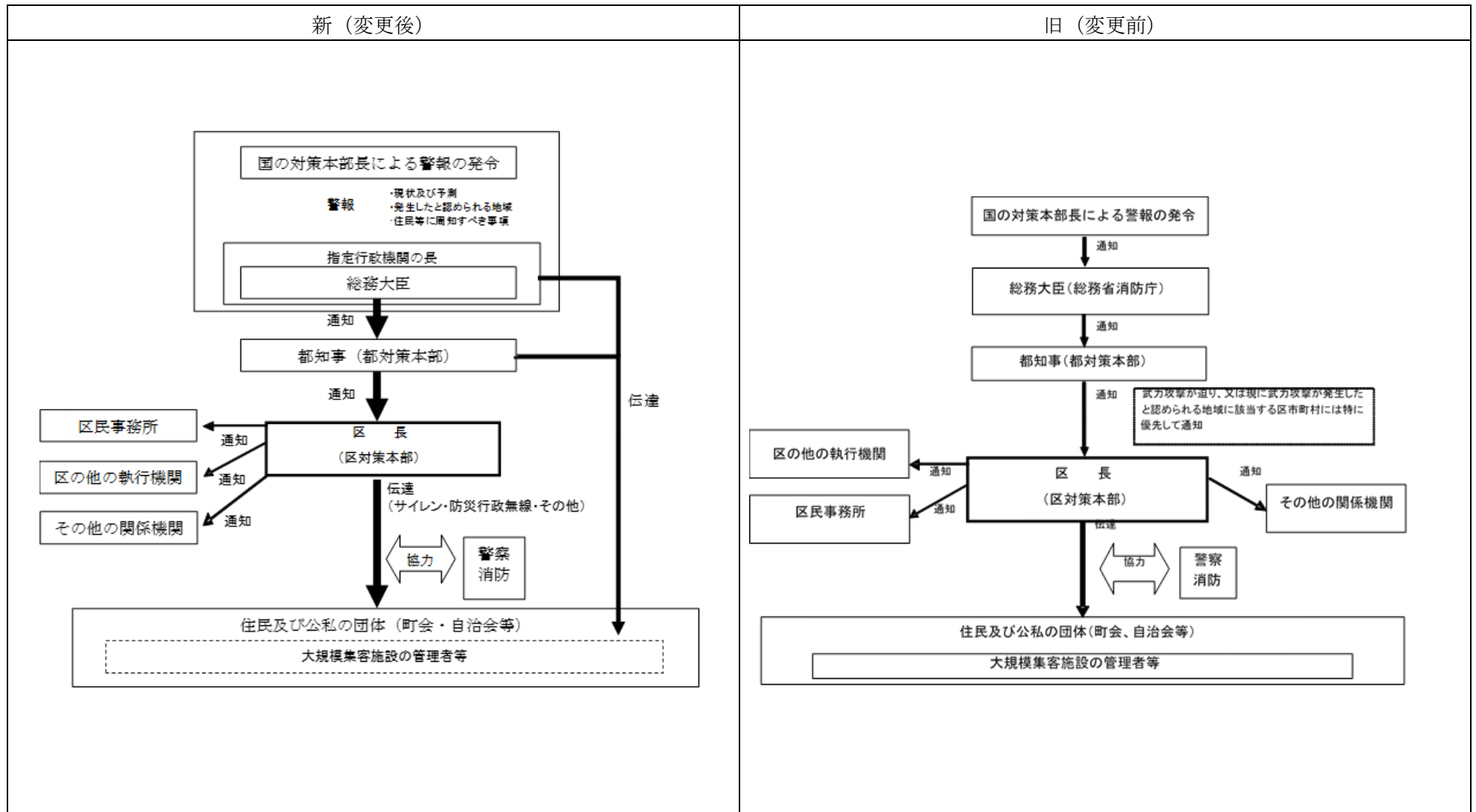
	<u>11 職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること</u> <u>12 災害視察団の応接に関すること</u> <u>13 区立の学校教育施設を除く区施設の災害応急復旧に関すること</u>		<u>13 災害視察団の応接に関すること</u> <u>14 区立の学校教育施設を除く区施設の災害応急復旧に関すること</u>	
地域のちから 推進部	<u>1 区内の被害状況の情報収集及び調査に関すること</u> <u>2 要配慮者の対応に関すること</u> <u>3 地域のちから推進部施設利用者の救護応急対策に関すること</u> <u>4 遺体の収容及び埋葬に関すること</u> <u>5 文化財の保護に関すること</u> <u>6 義援金の受領並びに見舞金の支給及び配布に関すること</u> <u>7 り災証明のための調査及びり災証明の発行に関すること</u> <u>8 各種民間団体との連絡調整に関すること</u> <u>9 がれき処理の申請受付に関すること</u> <u>10 応急給水に関すること</u>		<u>1 救護物資及び義援品の受領に関すること</u> <u>2 救護物資、飲料水及び義援品並びに避難者の輸送に関すること</u> <u>3 災害時要援護者の対応に関すること</u> <u>4 区内の被害状況の情報収集及び調査に関すること</u> <u>5 安否情報の収集に関すること</u> <u>6 義援金の受領並びに見舞金の支給及び配布に関すること</u> <u>7 死体埋火葬許可書の発行に関すること</u> <u>8 り災証明のための調査及びり災証明の発行に関すること</u> <u>9 各種民間団体との連絡調整に関すること</u> <u>10 がれき処理の申請受付に関すること</u> <u>11 区民部施設利用者の救護応急対策に関すること</u> <u>12 応急給水に関すること</u> <u>13 区立の学童保育室の救護応急対策に関すること</u>	
区民部	<u>1 救護物資及び義援品の受領に関すること</u> <u>2 救護物資、飲料水及び義援品並びに避難者の輸送に関すること</u> <u>3 死体埋火葬許可書の発行に関すること</u>			
産業経済部	1 区内企業（団体）との連絡調整に関すること 2 中小企業者の災害時特別融資に係る事務に関すること 3 食品団体との連絡調整に関すること		1 区内企業（団体）との連絡調整に関すること 2 中小企業者の災害時特別融資に係る事務に関すること 3 食品団体との連絡調整に関すること	
福祉部	1 社会福祉団体との連絡調整に関すること 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、統括に関すること 3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること <u>4 生活保護者等の実態調査に関すること</u> <u>5 要配慮者の対応に関すること</u>		1 社会福祉団体との連絡調整に関すること 2 避難所の開設、運営及び避難者の収容、統括に関すること 3 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること <u>4 区立保育園の救護応急対策及び応急保育に関すること</u> <u>5 生活保護者等の実態調査に関すること</u> <u>6 災害時要援護者の対応に関すること</u>	

		<u>6</u> 福祉部施設利用者の救護応急対策に関すること <u>7</u> 応急給水に関すること			<u>7</u> 福祉部施設利用者の救護応急対策に関すること <u>8</u> 応急給水に関すること	
	衛 生 部	1 医療部の管理・運営及び統括に関すること 2 医療機関との連絡調整に関すること 3 医療品の調達に関すること 4 被災地の消毒及び薬剤散布に関すること 5 医療救護所等の設置及び管理に関すること 6 災害地における食品販売等の衛生監視に関すること 7 乳幼児救護及び助産に関すること 8 感染症予防に関すること 9 衛生検査に関すること 10 医療相談所の設置及び管理に関すること			1 医療部の管理・運営及び統括に関すること 2 医療機関との連絡調整に関すること 3 医療品の調達に関すること 4 被災地の消毒及び薬剤散布に関すること 5 医療救護所等の設置及び管理に関すること 6 災害地における食品販売等の衛生監視に関すること 7 乳幼児救護及び助産に関すること 8 <u>伝染病</u> 予防に関すること 9 衛生検査に関すること 10 医療相談所の設置及び管理に関すること	
	環 境 部	1 ごみ処理に関すること 2 し尿処理に関すること 3 がれき処理に関すること			1 ごみ処理に関すること 2 し尿処理に関すること 3 がれき処理に関すること	
	<u>都 市 建 設 部</u>	1 水防本部に関すること 2 水防情報の総括と指令の伝達に関すること 3 水防機関との連絡に関すること 4 土木施設等の応急対策計画及び復旧計画に関すること 5 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること 6 水防時における区内の状況調査に関すること 7 災害時における土木施設の被害情報の収集に関すること 8 道路啓開に関すること <u>9 救出部の管理、運営及び統括に関すること</u> <u>10 被災家屋からの救出及び遺体の搜索、搬送の統括に関すること</u>			1 水防本部に関すること 2 水防情報の総括と指令の伝達に関すること 3 水防機関との連絡に関すること 4 土木施設等の応急対策計画及び復旧計画に関すること 5 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること 6 水防時における区内の状況査察に関すること 7 災害時における土木施設の被害情報の収集に関すること 8 道路啓開に関すること <u>9 被災家屋からの救出及び遺体の搜索、搬送の統括に関すること</u>	

	11 応急給水に関すること 12 建築物応急危険度判定に関すること 13 被災住宅の応急処理及び一時住宅の斡旋に関すること 14 応急仮設住宅等の建設に関すること 15 応急仮設住宅等の入居に関すること 16 災害復旧・復興計画に関すること 17 区施設の災害応急復旧に関すること 18 教育施設の災害応急復旧に関すること		10 応急給水に関すること
会 計 管 理 室	1 災害対策に必要な物品及び現金の出納に関すること		都市整備部 1 被災家屋からの救出及び遺体の捜索、搬送に関すること 2 建築物応急危険度判定に関すること 3 被災住宅の応急処理及び一時住宅の斡旋に関すること 4 応急仮設住宅等の建設に関すること 5 応急仮設住宅等の入居に関すること 6 災害復旧・復興計画に関すること
学 校 教 育 部	1 区立学校・幼稚園（幼保園を含む。）の被害情報収集及び連絡調整に関すること 2 区立学校・幼稚園（幼保園を含む。）の救護応急対策に関すること 3 応急教育に関すること 4 学校所属職員の応援体制に関すること 5 区立の学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 6 被災児童生徒の学用品の給与に関すること 7 避難所の運営に関すること 8 教育相談に関すること 9 遺体の収容及び埋葬に関すること 10 社会教育施設利用者の救護応急対策に関すること 11 文化財の保護に関すること		収入役室 1 災害対策に必要な物品及び現金の出納に関すること
		教育委員会 1 区立学校・幼稚園（幼保園を含む。）の被害情報収集及び連絡調整に関すること 2 区立学校・幼稚園（幼保園を含む。）の救護応急対策に関すること 3 応急教育に関すること 4 学校所属職員の応援体制に関すること 5 区立の学校教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること 6 被災児童生徒の学用品の給与に関すること 7 避難所の運営に関すること 8 教育相談に関すること 9 遺体の収容及び埋葬に関すること 10 社会教育施設利用者の救護応急対策に関すること 11 文化財の保護に関すること	
		選挙管理委員会 1 他の部に対する応援に関すること	
		監 査 事 務 局	
子 ども 家 庭 部	1 区立認定こども園及び区立保育園の被害情報収集及び連絡調整に関すること 2 区立認定こども園及び区立保育園の救護応急対策に関すること 3 保育相談に関すること	区 議 会 事 務 局 1 区議会との連絡調整に関すること	

選挙管理委員会	1 他の部に対する応援に関する事		
監 査 事 務 局			
区 議 会 事 務 局	1 区議会との連絡調整に関する事		

別紙 1 0 【区から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】



別紙 1 1 想定される事態類型

新（変更後）		旧（変更前）																					
<table><tr><th>事態類型</th><th>事 例</th></tr><tr><td>① 危険物質を有する施設への攻撃</td><td>可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</td></tr><tr><td>② 大規模集客施設等への攻撃</td><td><u>大規模集客施設(*)</u>・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</td></tr><tr><td>③ 大量殺傷物質による攻撃</td><td>炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散</td></tr><tr><td>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</td><td>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</td></tr></table>		事態類型	事 例	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	② 大規模集客施設等への攻撃	<u>大規模集客施設(*)</u> ・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<table><tr><th>事態類型</th><th>事 例</th></tr><tr><td>① 危険物質を有する施設への攻撃</td><td>可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、<u>危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊</u></td></tr><tr><td>② 大規模集客施設等への攻撃</td><td><u>イベント施設・スポーツ施設</u>・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</td></tr><tr><td>③ 大量殺傷物質による攻撃</td><td>炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入</td></tr><tr><td>④ 交通機関を破壊手段とした攻撃</td><td>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</td></tr></table>		事態類型	事 例	① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、 <u>危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊</u>	② 大規模集客施設等への攻撃	<u>イベント施設・スポーツ施設</u> ・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破	③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入	④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
事態類型	事 例																						
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破																						
② 大規模集客施設等への攻撃	<u>大規模集客施設(*)</u> ・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破																						
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散																						
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ																						
事態類型	事 例																						
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、 <u>危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊</u>																						
② 大規模集客施設等への攻撃	<u>イベント施設・スポーツ施設</u> ・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破																						
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入																						
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ																						
(*)ターミナル駅、大規模な商業施設、文化・スポーツ施設など不特定多数の人々が集まる施設																							

3 避難実施要領の作成

- 1 避難実施要領の作成は、区計画第3編第5章第2、2「避難実施要領の作成」に定めるところによる。
- 2 区長は、「避難の指示」を受けた場合は、4に示す「**避難実施要領のパターン**」を参考にし、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の意見を聴きつつ、避難の指示の内容に応じた「避難実施要領」を的確かつ迅速に作成する。
- 3 避難実施要領に記載する項目（法定事項）は、以下のとおりとする。
なお、緊急の場合は、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きとし簡潔に作成する等、柔軟に対応する。

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、関係する町会・自治会、学校、大規模集客施設等の避難する時間帯や時間的余裕を考慮に入れて、その時の状況に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所、施設名及び連絡先を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段（原則として徒歩）を記載する。

④ 集合時間

避難の際の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り記載するとともに、それらを踏まえた集合時間についても記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町会・自治会内や近隣住民間での点呼・安否確認等、災害時要援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 区職員の配置等

避難住民の誘導が的確かつ迅速に行えるよう、区職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者への対応

災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するために、その対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を可能な限りの確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

必要最低限の携行品、服装とするよう、留意事項を記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先（足立区、避難先の区等）を記述する。

4 足立区における避難実施要領のパターン

区計画第2編第2章、2「避難実施要領のパターン作成」(計P37)に基づく足立区の避難実施要領のパターンは、以下のとおりとする。

事態類型		大規模避難	小規模避難	屋内避難
武力攻撃事態	①着上陸侵攻	——	——	——
	②ゲリラ・特殊部隊による攻撃	——	——	パターン1
	③弾道ミサイル攻撃	パターン3	——	パターン2
	④航空攻撃	——	——	——
緊急対処事態 (大規模テロ等)	①危険物質を有する施設への攻撃 (石油コンビナート等に対する攻撃)	——	——	——
	②大規模集客施設等への攻撃 (ターミナル駅、列車等に対する攻撃)	——	パターン4 パターン5	——
	③大量殺傷物質による攻撃 (炭疽菌、サリン等を使用した攻撃)	パターン6	——	——
	④交通機関を破壊手段とした攻撃 (航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ等による攻撃)	——	パターン7	——

[各避難実施要領パターンの内容]

パターン1：ゲリラや特殊部隊による攻撃、屋内避難

パターン2：弾道ミサイルによる攻撃（着弾前）、屋内避難

パターン3：弾道ミサイルによる攻撃（着弾後）、区外避難

パターン4：大規模集客施設への爆発物による攻撃、施設爆破による区内避難

パターン5：大規模集客施設への生物剤による攻撃、感染者の移動制限と屋内避難

パターン6：NBC散布による攻撃、化学剤散布による区内避難 ※強風の場合

パターン7：交通機関を破壊手段としたテロ、区内避難 ※夜間の場合

[避難実施要領パターン1]・・・ゲリラや特殊部隊による攻撃、屋内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃、○○国の武装グループが○○ビル（足立区○○2丁目○番○号）に立てこもった事態について、○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

- 1 要避難地域
国指定による要避難地域は、足立区○○2丁目及び○○3丁目。
- 2 避難先
屋内避難とする。自宅若しくは付近の鉄筋コンクリート製の堅牢な建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難すること。
- 3 避難経路・方法・時間
直ちに、付近の建物内に退避すること。安全が確認されるまで、外出を控えること。



避難実施要領（例）

足立区長
○月○日○時○分現在

- 1 事態の状況、避難の必要性
○月○日○時○分頃、足立区○○2丁目○番○号、○○ビルにおいて、○○国の武装グループが立てこもった。
国の対策本部長は、住民への被害を最小限に止めるため、○時○分に警報を発令し、都に対し、屋内退避の避難措置の指示を行った。避難措置の指示を受けて、○時○分、都知事は足立区に避難の指示を行った。
- 2 避難誘導の全般的方針
 - (1) 武装グループが立てこもっているビルから移動する可能性もあり、付近の住民は屋内に避難するものとする。できるだけ近くの堅牢な建物に避難する。
 - (2) 警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
 - (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。
- 3 避難実施要領の住民への伝達
 - (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
 - (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
 - (3) 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
 - (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(5) 武装工作員が活動している地域については、防災行政無線によるほか、現場で活動する自衛隊及び警察等に伝達を要請する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

ア 要避難地域

足立区〇〇2丁目及び〇〇3丁目（住民約500名）

イ 避難住民の誘導の実施単位 ーーー非該当ーーー

(2) 避難先

屋内避難

(3) 一時集合場所及び集合方法

ア 一時集合場所 ーーー非該当ーーー

イ 集合方法 ーーー非該当ーーー

(4) 集合時間

ーーー非該当ーーー

(5) 集合に当たっての留意事項

ーーー非該当ーーー

(6) 避難の手段及び避難の経路

ア 直ちに、自宅若しくは近くの堅牢な建物内に避難すること。

安全が確認されるまで外出を控えること。

イ 車両を置いて避難する場合は、車両を道路左側に沿って駐車する等、緊急車両の通行を妨げないように駐車すること。

ウ 扉や窓を全て閉めること。

エ 避難に備え、最低限の食品や飲料水、着替え、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意すること。

オ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

カ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないこと。

(7) 区職員の配置等

要避難地域及び周辺地域に、区有車〇台、区職員〇名を配置し、避難実施要領の内容を伝達する。

(8) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

ーーー非該当ーーー

(9) 要避難地域における残留者の確認

ーーー非該当ーーー

(10) 避難誘導中における食料等の支援

ーーー非該当ーーー

(11) 避難住民の携行品、服装

ーーー非該当ーーー

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理課）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注)「避難実施要領」を策定する際は、網掛け（非該当）部分を省略する。

[避難実施要領パターン2]・・・弾道ミサイルによる攻撃（着弾前）、屋内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

〇〇国が弾道ミサイルの発射準備を行っていることについて、○月○日○時○分に、国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

- 1 要避難地域
国指定による要避難地域は、東京都全域。
- 2 避難先
自宅若しくは付近の堅牢な建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難すること。
- 3 避難経路・方法等
 - （1）直ちに、付近の建物内に退避すること。安全が確認されるまで、外出を控えること。
 - （2）扉、窓等を閉め、エアコン、換気扇を停止（酸欠に注意）すること。弾道ミサイルの弾頭に化学剤、生物剤などが含まれている恐れがある。



避難実施要領（例）

足 立 区 長
○月○日○時○分現在

- 1 事態の状況、避難の必要性
○月○日○時○分頃、我が国に対し、〇〇国が弾道ミサイルの発射準備を開始したとの極めて信頼度の高い情報が入った。
国の対策本部長は、弾道ミサイルの着弾による被害を最小限に止めるため、○時○分に警報を発令し、都に対し、全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。避難措置の指示を受けて、○時○分、都知事は都全域に避難の指示を行った。
- 2 避難誘導の全般的方針
 - （1）弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。できるだけ近くの堅牢な建物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難する。
 - （2）警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
 - （3）新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。
- 3 避難実施要領の住民への伝達
 - （1）防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
 - （2）要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。

(3) 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。

(4) 報道機関に対し避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

ア 要避難地域

足立区全域

イ 避難住民の誘導の実施単位

――非該当――

(2) 避難先

屋内避難

(3) 一時集合場所及び集合方法

ア 一時集合場所

――非該当――

イ 集合方法

――非該当――

(4) 集合時間

――非該当――

(5) 集合に当たっての留意事項

――非該当――

(6) 避難の手段及び避難の経路

ア 直ちに、自宅若しくは近くの堅牢な建物内に退避すること。

安全が確認されるまで、外出を控えること。

イ 弾道ミサイルの弾頭に、化学剤、生物剤等が含まれている恐れがある。扉、窓等を閉め、エアコン、換気扇を停止（酸欠に注意）すること。必要によりテープによる目張りを行い、外気からできるだけ遮断された状態になるようにすること。

ウ 車両を置いて避難する場合は、車両を道路左側端に沿って駐車する等、緊急車両の通行を妨げないように駐車すること。

エ 避難に備え、最低限の食品や飲料水、着替え、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意すること。

オ 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

カ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らないこと。

(7) 区職員の配置等

区内全域に、区有車〇台〇名を派遣し、避難実施要領の内容を伝達する。

(8) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

――非該当――

(9) 要避難地域における残留者の確認

――非該当――

(10) 避難誘導中における食料等の支援

――非該当――

(11) 避難住民の携行品、服装

――非該当――

(12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理課）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（注）「避難実施要領」を策定する際は、網掛け（非該当）部分を省略する。

[避難実施要領パターン3]・・・弾道ミサイルによる攻撃（着弾後）、区外避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃、○○国による弾道ミサイルが、東京都○○区○○付近に着弾し爆発した。着弾地点を中心に半径○km圏内は、放射能に汚染されている可能性が高いので、直ちにこの地域を警戒区域に指定し、この区域内の住民等に対して屋内退避の指示を行っている。

また、○時○分、国の対策本部長から警戒区域の外縁に位置する各自治体に避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。

東京都足立区・○○区・○○区・○○区・○○区

2 避難先地域

国指定による避難先地域は、次のとおり。

東京都○○区・○○区・○○区・○○区、埼玉県○○市・○○市

3 避難経路・方法等

（1）足立区○○地区（○○1丁目から5丁目、○○1丁目から3丁目）

避難先：○○県○○市○○体育館（○○市○○○-○○○）

経路：バスにより、○道○号経由で○○市○○体育館に向かう。

（2）足立区○○地区（○○1丁目から3丁目、○○1丁目から4丁目）

避難先：○○県○○市立○○小学校（○○市○○○-○○○）

経路：バスにより、○道○号経由で○○市立○○小学校に向かう。

（3）足立区○○地区（○○1丁目及び2丁目、○○1丁目から4丁目）

避難先：○○県○○市立○○中学校（○○市○○○-○○○）

経路：○○鉄道○○線により○○駅から○○市の○○駅へ、徒歩により○○市立○○中学校へ向かう。

以下略



避難実施要領（例）

足立区長

○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、○○国による弾道ミサイルが、東京都○○区○○付近に着弾し爆発した。着弾地点を中心に半径○km圏内は、放射能に汚染されている可能性が高く、国は、直ちにこの地域を警戒区域に指定し、この区域内の住民等に対して屋内退避の指示を行った。また、○時○分、国の対策本部長から警戒区域の外縁に位置する各自治体に避難措置の指示があった。避難措置の指示を受けて、○時○分、都は対象区域全域に避難の措置を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 避難住民等に対しては、当該地区から早急に退避できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 警察、自衛隊と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現地の警察官、自衛官からの情報をもとに、避難を実施する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

足立区全域を要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。

- (1) ○○地区（○○1丁目から5丁目、○○1丁目から3丁目）：約○○○名

- ・ 避難先：○○県○○市○○体育館
- ・ 一時集合場所・集合方法：○○公園（○○○－○－○）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日○時○分
- ・ 避難の手段・避難経路：○○公園から○○バスにより、○道○号経由で○○市○○体育館に向かう。
- ・ 区職員の配置等：○○地区の住民の避難誘導のため○名を配置する。また、災害時要援護者対応として○名を配置する。
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応：○○地区の災害時要援護者○名については、区職員誘導のもと、○○バス○台により避難誘導に当たる。

- (2) ○○地区（○○1丁目から3丁目、○○1丁目から4丁目）：約○○○名

- ・ 避難先：○○県○○市立○○小学校
- ・ 一時集合場所・集合方法：○○児童遊園（○○○－○－○）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日○時○分
- ・ 避難の手段・避難経路：○○児童遊園から○○バスにより、○道○号経由で○○市立○○小学校に向かう。
- ・ 区職員の配置等：○○地区の住民の避難誘導のため○名を配置する。また、災害時要援護者対応として○名を配置する。
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応：○○地区の災害時要援護者○名については、区職員誘導のもと、○○バス○台により避難誘導に当たる。

- (3) ○○地区（○○1丁目及び2丁目、○○1丁目から4丁目）：約○○○名

- ・ 避難先：○○県○○市立○○中学校
- ・ 一時集合場所・集合方法：区立○○小学校（○○○－○－○）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日○時○分
- ・ 避難の手段・避難経路：区立○○小学校から徒歩で○○駅に向かい、○○鉄道○○線により○○市○○駅に向かう→徒歩により○○市○○中学校へ向かう。
- ・ 区職員の配置等：○○地区の住民の避難誘導のため○名を配置する。また、災害時要援護者対応として○名を配置する。
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応：○○地区の災害時要援護者○名については、区職員誘導のもと、○○バス○台により避難誘導に当たる。

・・・(略)・・・

(4) 集合に当たっての留意事項

- ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
- イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ウ 被弾地域の風下（〇〇地域から〇〇方向）を避けて避難すること。
- エ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセントを抜いておくこと。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。

(5) 要避難地域における残留者の確認

避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。

(6) 避難誘導中における食料等の支援

足立区の避難誘導要員は、〇月〇日〇時〇分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(7) 避難住民の携行品、服装

- ア 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くこと。
- イ 手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用し、皮膚の露出をできるだけ抑えて避難すること。
- ウ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。
- エ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日常品とすること。
- オ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。

(8) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

- (1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供すること。
- (2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯すること。
- (3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

6 死傷者への対応

- (1) 死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。
- (2) NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。
この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。
- (3) 都や医療機関によるDMAT（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理課）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

[避難実施要領パターン4]・・・大規模集客施設への爆発物による攻撃、施設爆破による区内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区○○ホールで発生した○○テログループによる爆破事件について、○月○日○時○分に、国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。
足立区○○1丁目及び○○2丁目全域

2 避難先地域

都指定による避難先地域は、次のとおり。

- (1) ○○1丁目：区立○○小学校（○○○丁目○番○号）
- (2) ○○2丁目：区立○○中学校（○○○丁目○番○号）

3 避難経路・方法等

直ちに、徒歩により、指定された避難所に避難すること。
交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足立区長
○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、足立区○○1丁目○番○号、足立○○ホールが○○テログループによる爆発物による攻撃を受けた。現在、爆発により半径約300mを包括する街区の範囲が消防警戒区域に指定されている。○時○分、国の対策本部長は、足立区に対して警報を発令し、○時○分、都に対し足立○○ホールを含む足立区○○1丁目及び○○2丁目全域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。○時○分、避難措置の指示を受けて、都は足立区に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 警察、自衛隊と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、避難を実施する。
- (3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難

実施要領の内容を速やかに伝達する。

- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

足立区〇〇1丁目及び〇〇2丁目全域を要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。

(1) 〇〇1丁目：約〇〇〇名

- ・ 避難先：足立区立〇〇小学校（足立区〇〇〇-〇-〇）
- ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇公園（〇〇〇-〇-〇）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日〇時〇分
- ・ 避難の手段・避難経路：〇〇公園から徒歩により、〇道〇号経由で〇〇小学校に向かう。
- ・ 区職員の配置等：〇〇地区の住民の避難誘導のため〇名を配置する。また、災害時要援護者対応として〇名を配置する。
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応：〇〇1丁目の災害時要援護者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。

(2) 〇〇2丁目：約〇〇〇名

- ・ 避難先：足立区立〇〇中学校（足立区〇〇〇-〇-〇）
- ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇児童遊園（〇〇〇-〇-〇）・徒歩にて集合
- ・ 集合時間：本日〇時〇分
- ・ 避難の手段・避難経路：〇〇児童遊園から徒歩により、〇道〇号経由で〇〇中学校に向かう。
- ・ 区職員の配置等：〇〇2丁目の住民の避難誘導のため〇名を配置する。また、災害時要援護者対応として〇名を配置する。
- ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応：〇〇2丁目の災害時要援護者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。

(3) 集合に当たっての留意事項

- ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
- イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ウ 足立〇〇ホールに面する道路を避けて避難すること。
- エ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセントを抜いておくこと。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。

(4) 要避難地域における残留者の確認

避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。

(5) 避難誘導中における食料等の支援

足立区の避難誘導要員は、〇月〇日〇時〇分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

(6) 避難住民の携行品、服装

- ア 服装は、身軽で動き易いものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くこと。
- イ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。
- ウ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日用品とすること。
- エ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。

(7) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

- (1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。
- (2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯する。
- (3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理課）

足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5838（ダイヤルイン）、FAX 3880-5607

区現地連絡調整所

足立区〇〇2-〇-〇、〇〇ビル前

電話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【避難実施要領パターン5】・・・大規模集客施設への生物剤による攻撃、感染者の移動制限と屋内避難

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区○○ホールで発生した○○テログループによると推定される炸裂型爆弾により多数の白煙が発生した。○月○日○時○分に、国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。

足立区○○ホール 並びに
○○○丁目○番

2 避難先地域

都指定による避難先地域は、次のとおり。

（1）足立区○○ホール内的人是、ホール内の建物に退避する。

（2）○○○丁目○番地域内的人是、屋内避難とし、石鹼水で身体を洗い、外出を控える。

3 避難経路・方法・時間

足立○○ホール内的人是、直ちに、徒歩及び指定車両により、指定された避難所に避難すること。交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足立区長
○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、足立区○○1丁目○番○号、足立○○ホールが○○テログループによると推定される炸裂型爆弾の爆発により多量の白煙が発生した。爆発による被害は小さく、火災も発生していない。しかし、生物剤の散布が懸念されることから、○時○分、国の対策本部長は、足立区に対して警報を発令し、○時○分、都に対し足立区○○1丁目を要避難地域とする避難措置の指示を行った。○時○分、避難措置の指示を受けて、都は足立区に避難の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

（1）足立○○ホール内的人是、感染防止の徹底を図るため、付近住民の避難と分けて避難する。また、爆発地点周辺で感染の疑いが強い住民に対しては、避難先において隔離する処置を行う。

（2）当該地区の人には、感染防止のため屋内避難する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、避難を実施する。

（3）新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

- (1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルＴＶ等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。
- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にＦＡＸ等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

足立〇〇ホール並びに足立区〇〇１丁目全域を要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。

(1) 足立〇〇ホール内：約〇〇〇名

- ・避難先：ホール内的人是、ホール内の建物に退避する。

※ 生物剤検知器による生物剤散布の有無が判明するまで、避難先にて活動の自粛を要請する。

- ・一時集合場所・集合方法：――非該当――
- ・集合時間：――非該当――
- ・避難の手段：――非該当――
- ・区職員の配置等：――非該当――
- ・高齢・障がい者その他特に配慮を要する者への対応：――非該当――

(2) 〇〇１丁目：約〇〇〇名

- ・避難先：〇〇１丁目内の住民は、屋内避難とし、速やかに石鹼水で身体を洗い、指示があるまで外出を控える。

- ・一時集合場所・集合方法：――非該当――
- ・集合時間：――非該当――
- ・避難の手段：――非該当――
- ・区職員の配置等：〇〇１丁目内及び周辺地域の住民への避難実施要領周知のため、区有者〇台、職員〇名を配置する。
- ・高齢・障がい者その他特に配慮を要する者への対応：――非該当――

(3) 集合に当たっての留意事項

- ――非該当――

(4) 要避難地域における残留者の確認

- ――非該当――

(5) 避難誘導中における食料等の支援

- ――非該当――

(6) 避難住民の携行品、服装

- ――非該当――

(7) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

- 下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 その他の留意事項

- (1) 生物剤等が足立〇〇ホールから飛散している恐れがあります。扉、窓等を閉め、エアコン、換気扇を停止（酸欠に注意）してください。必要によりテープによる目張りを行い、外気からできるだけ遮断された状態になるようにしてください。
- (2) 避難に備え、最低限の食品や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書を用意してください。
- (3) 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意してください。

6 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

- (1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。
- (2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯する。
- (3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

- (4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。
- (7) 死亡・負傷者が発生した場合には、感染症患者移送専用車両にて感染症指定医療機関に誘導し、又は搬送する。
- (8) また、都や医療機関によるDMAT（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理課）

電話 3 8 8 0－5 8 3 8（ダイヤルイン）、FAX 3 8 8 0－5 6 0 7

足立区現地対策本部

足立区〇〇4丁目〇番〇号、〇〇ビル内、電話〇〇〇〇－〇〇〇〇

区現地連絡調整所

足立区〇〇2丁目〇番〇号、〇〇ビル前、電話〇〇〇〇－〇〇〇〇

（注）「避難実施要領」を策定する際は、網掛け（非該当）部分を省略する。

**〔避難実施要領パターン6〕・・・NBC散布による攻撃、化学剤散布による区内避難
※強風の場合**

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区の地下鉄○○線○○駅で発生した○○テログループによるサリン散布事件について、○月○日○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

1 要避難地域

国指定による要避難地域は、次のとおり。

地下鉄○○線○○駅を含む○○1丁目○番から○番まで

2 避難先地域

都指定による避難先地域は、次のとおり。

区立○○小学校（○○3丁目○番○号）

3 避難経路・方法・時間

直ちに、徒歩により、いずれかの避難所に避難すること。

交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足立区長

○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日○時○分頃、地下鉄○○線○○駅で倒れたり気分を害したりする人が多数発生した。警察が調べたところ、不審物が見つかり、サリンが検出された。○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示がある。都に対し、○○駅付近一帯を要避難地域とする避難措置の指示を行う。

○時○分、避難措置の指示を受けて、都知事は○○駅付近一帯に避難の指示を行う。

2 避難誘導の全般的方針

（1）警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

（2）警察及び自衛隊等と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官等からの情報をもとに、避難を実施する。

（3）新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難実施要領の住民への伝達

（1）防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を速やかに伝達する。

- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

- (1) 地下鉄〇〇線〇〇駅を含む〇〇1丁目〇番から〇番までを要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。
 - ・ 〇〇駅ホーム内：約〇〇名、〇〇1丁目〇番から〇番までの住民：約〇〇名
 - ・ 避難先：足立区立〇〇小学校（足立区〇〇3-〇-〇）
 - ・ 一時集合場所・集合方法：〇〇駅前広場（〇〇〇-〇-〇）・徒歩にて集合
 - ・ 集合時間：本日〇時〇分
 - ・ 避難の手段・避難経路：〇〇駅前広場から徒歩により、〇〇商店街経由で〇〇小学校に向かう。
 - ・ 区職員の配置等：住民の避難誘導のため、〇〇駅前広場に〇名、〇〇商店街に〇名、〇〇小学校に〇名を配置する。
 - ・ 高齢者・障がい者その他特に配慮を要する者への対応：〇〇1丁目の災害時要援護者〇名については、区職員誘導のもと、〇〇バス〇台により避難誘導に当たる。
- (2) 集合に当たっての留意事項
 - ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
 - イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
 - ウ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセントを抜いておくこと。
 - オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。
- (3) 要避難地域における残留者の確認
避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。
- (4) 避難誘導中における食料等の支援
足立区の避難誘導要員は、〇月〇日〇時〇分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
- (5) 避難住民の携行品、服装
 - ア 服装は、身軽で動き易いものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くこと。
 - イ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。
 - ウ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日常品とすること。
 - エ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。
- (6) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 その他の留意事項

- (1) サリン等が〇〇ホームから飛散している恐れがある。駅出入口や換気口には近付かないこと。
- (2) 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

6 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

- (1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。
- (2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯すること。
- (3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- (4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

- (5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理課）

電話 3 8 8 0－5 8 3 8（ダイヤルイン）、FAX 3 8 8 0－5 6 0 7

足立区現地対策本部

足立区〇〇4丁目〇番〇号、〇〇ビル内、電話〇〇〇〇－〇〇〇〇

区現地連絡調整所

足立区〇〇2丁目〇番〇号、〇〇ビル前、電話〇〇〇〇－〇〇〇〇

**【避難実施要領パターン7】・・・交通機関を破壊手段としたテロ、区内避難
※夜間の場合**

○月○日○時○分

足立区長 殿

東京都知事

避難の指示（例）

○月○日○時○分頃に、足立区の○○駅に爆発物を仕掛けたとの犯行声明があり、爆発の恐れがある。○月○日○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、下記のとおり、所要の住民の避難を指示する。

記

- 1 要避難地域
国指定による要避難地域は、次のとおり。
足立区 ○○線○○駅を含む○○1丁目○番から○番まで
- 2 避難先地域
都指定による避難先地域は、次のとおり。
区立○○小学校（○○○丁目○番○号）
- 3 避難経路・方法等
直ちに、徒歩により、いずれかの避難所に避難すること。
交差点及び避難所に区職員が待機しているので、区職員の指示に従うこと。



避難実施要領（例）

足 立 区 長
○月○日○時○分現在

- 1 事態の状況、避難の必要性
○月○日○時○分頃、足立区の○○駅に爆発物を仕掛けたとの犯行声明があり、爆発の恐れがある。
犯行声明から、○○テログループによるものと推定される。
○月○日○時○分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示がある。
都に対し、○○駅一帯を要避難地域とする避難措置の指示を行う。
○時○分、避難措置の指示を受けて、都知事は○○駅付近一帯に退避の指示を行う。
- 2 避難誘導の全般的方針
(1) 警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
(2) 警察及び自衛隊等と連絡調整の上、速やかに区域外に避難誘導する。その際、国からの警報等以外にも、要避難地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官等からの情報をもとに、避難を実施する。
(3) 新たに具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。
- 3 避難実施要領の住民への伝達
(1) 防災行政無線、広報車、区ホームページ、ケーブルTV等を用い、対象地域の住民全般に避難

実施要領の内容を速やかに伝達する。

- (2) 要避難地域に存在する町会長・自治会長、事業者の自衛防災組織の職員、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防署長及び警察署長にFAX等により住民への伝達を依頼する。
- (3) 災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員介護福祉関係者、障がい者団体等への伝達を行う。
- (4) 報道機関に対し、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

- (1) ○○線○○駅を含む○○1丁目○番から○番までを要避難地域とし、以下の実施単位毎に避難住民を誘導する。
 - ・○○駅ホーム内：約○○名、○○1丁目○番から○番までの住民：約○○名
 - ・避難先：足立区立○○小学校（足立区○○3-○-○）
 - ・一時集合場所・集合方法：○○駅前広場（○○○-○-○）・徒歩にて集合
 - ・集合時間：本日○時○分
 - ・避難の手段・避難経路：○○駅前広場から徒歩により、○○商店街経由で○○小学校に向かう。
 - ・区職員の配置等：住民の避難誘導のため、○○駅前広場に○名、○○商店街に○名、○○小学校に○名を配置する。
 - ・高齢者・障がい者その他特に配慮を要する者への対応：○○1丁目の災害時要援護者○名については、区職員誘導のもと、○○バス○台により避難誘導に当たる。
- (2) 集合に当たっての留意事項
 - ア 一時集合場所、避難所には区職員を配置する。区職員の指示に従うこと。
 - イ 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
 - ウ 家の戸締り等を行い、ガスの元栓を締め、家電製品は必要なもの（冷蔵庫等）以外のコンセントを抜いておくこと。
 - オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、付近の警察官に通報すること。
- (3) 要避難地域における残留者の確認
避難の開始後、速やかに残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難単位毎の避難者リストを作成する。
- (4) 避難誘導中における食料等の支援
足立区の避難誘導要員は、○月○日○時○分に避難住民に対して、食料、水を供給する。また、集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
- (5) 避難住民の携行品、服装
 - ア 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメット（頭巾）で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くこと。
 - イ マスクやハンカチ、塗れたタオル等で口を覆って避難すること。
 - ウ 懐中電灯及び電池を持参すること。
 - エ 持ち物は、貴重品、パスポート・運転免許証等の身分証明書、最小限の着替え及び日常品とすること。
 - オ 子供がいる家庭では、玩具類を携行する等、子供の不安解消を図ること。
- (6) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
下記の問い合わせ先に連絡すること。

5 その他の留意事項

- (1) 倒壊の恐れのある建物には近付かないこと。
- (2) 防災行政無線やテレビ、ラジオ等を通じて伝えられる情報に注意すること。

6 誘導に際しての留意点及び区職員の心得等

- (1) 誘導を行う区職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、都からの情報、並びに区対策本部において集約した最新情報を提供する。
- (2) 誘導を行う区職員は、特殊標章及び身分証明書を交付するので、必ず携帯すること。
- (3) 区職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

- (4) 防災服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- (5) 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- (6) 学校や事業所においては、原則として、勤務先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

7 死傷者への対応

- (1) 死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。
- (2) N B C 攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。
この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。
- (3) 都や医療機関によるDMA T（災害派遣医療チーム）が編成される場合は、その連携を確保する。

【問い合わせ先】

足立区国民保護対策本部事務局（危機管理課）

電話 3 8 8 0 - 5 8 3 8（ダイヤルイン）、F A X 3 8 8 0 - 5 6 0 7

足立区現地対策本部

足立区〇〇 4 丁目〇番〇号、〇〇ビル内、電話〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

区現地連絡調整所

足立区〇〇 2 丁目〇番〇号、〇〇ビル前、電話〇〇〇〇 - 〇〇〇〇